

学校法人修文学院
修文大学短期大学部
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

修文大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 修文学院
理事長 吉田 真人
学 長 丹羽 利充
A L O 有働 真太郎
開設年月日 昭和 30 年 4 月 1 日
所在地 愛知県一宮市日光町 6

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科 | 専攻 | 入学定員 |
|-----------|----|------|
| 生活文化学科 | | 100 |
| 幼児教育学科第一部 | | 50 |
| 幼児教育学科第三部 | | 80 |
| | 合計 | 230 |

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

修文大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月31日付で修文大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」は、修文大学短期大学部の教育理念・理想を明確に示しており、地元企業及び地方公共団体との連携を深め、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

建学の精神に基づき、短期大学及び各学科の教育目的を学則に定め、学科ごとに専門の学芸を教授研究し、必要な能力を養う教育を実施している。また、各学科の三つの方針をそれぞれ一体的に定め、ウェブサイト、大学案内等で学内外に表明している。

自己点検・評価の規程及び組織を整備し、定期的に点検・評価を行うとともに、学生に教育改善委員を委嘱し、教育内容・設備等に関する意見を聴取している。また、授業評価アンケートを通して、学生の学習に関する問題点の共有を組織的に行い、教育の質保証に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に基づき、それぞれ明確に示されており、社会的に通用性がある。教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。入学者受入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確にし、学生募集要項に明記しており、入学者選抜の方法は同方針に基づき公正かつ適正に実施している。

学習成果の獲得状況を各種データに基づき測定・評価しており、就職先への訪問、卒業生へのアンケートを通して、学習成果の有効性を確認している。

教員は、シラバスに示す成績評価基準（評価方法）により学習成果の評価を行い、学習成果の獲得状況を適切に把握している。入学前は授業・学生生活の情報の提供や学科の専門性に基づいたレポート課題、入学後は学科・学年ごとのオリエンテーションなどを通して学習支援を行っている。学習上の悩みについては、教職員によるサポートのほか、学生同士で相談できるピアサポーター制度を設けている。学生の健康管理・生活支援を組織的に行っているほか、就職支援のために進路支援委員会を整備し、学生の就職活動に関する支援体制の充実に努めている。

教員組織は短期大学設置基準が定める教員数を充足し、教員の採用及び昇任は規程に基づき適切に行われている。専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づき成果

をあげており、研究業績はウェブサイトでの公開のほか、毎年紀要を発行し研究報告を記載している。FD 活動については規程を定め、FD 委員会中心に授業・教育方法の改善に取り組んでいる。

事務組織に関する規程は整備され、責任体制は明確である。SD 活動については教職協働を充実させるため、FD・SD 合同の学内研修会のほか学外の研修会も活用している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業・演習が行える環境を整えており、障がい者への対応としてバリアフリー化を進めている。

施設設備・物品の維持管理、及び火災・防災・防犯対策には必要な規程が整備され、適切に行われている。学内の ICT 環境はセキュリティ対策も含めて適切に管理・運営されており、学内ネットワークについては基幹回線の増強や学内アクセスポイントの整備により、学生の利便性の向上が図られている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」の下、学校法人を代表してその業務を総理している。理事は学園の健全な経営についての識見を有する者が選任され、理事会は学校法人の意思決定機関として適切に運営されており、学校法人の管理運営体制が確立されている。

学長は、教学運営の最高責任者として、短期大学の向上・充実に向けて努力している。教授会での審議事項は、学則及び教授会規程で定められており、教授会は短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査し、適切に業務を行っている。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員で組織され、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。教育情報、財務情報を含む学校法人の情報は、ウェブサイト等で公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

○ 建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」は、短期大学の教育理念・理想を

明確に示している。平成 24 年に、「地域づくり構想への提言・貢献」、「文化を通じた地域づくり活動」、「産業界との連携活動」、「国際ネットワークの窓口」を 4 つの柱として「修文地域研究センター」を設立し、地元企業及び地方公共団体との連携、高大連携による催しを積極的に実施するなど、地域に根づいた実践的活動を通じ教育機関として地域・社会に貢献している。

[テーマ C 内部質保証]

- 令和 2 年度より、生活文化学科と幼児教育学科から各 2 名の学生を教育改善委員として委嘱し、短期大学における教育の内容・方法、及び条件整備等に関する意見等、学生から意見を聴取し、改革・改善に活用している。また、授業評価アンケートを通して、学生の予習・復習時間の不足などの問題点の共有を組織的に行い、教育の質保証に努めている。
- 専門職を養成する教育課程の中で、幼児教育学科の「卒業研究」や生活文化学科の「特別研究」において卒業論文を作成するほか、生活・医療事務コースとオフィスキャリアコースにおいては専門性を反映したテーマの選択、調査、研究、発表会を行い、製菓コースにおいては授業で取り組んだ作品を基に製作・発表・販売等を実施しており、卒業認定・学位授与の方針に掲げる 5 つの項目（身につけるべき能力等）を総合的に獲得する機会を設けている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 学習上の悩みについて、授業担当者や担任など複数の教員による相談体制のほか、学生ボランティアが相談窓口となり学生同士で学習上の悩みを相談できるピアサポーター制度「修文ピアーズ」を設け、学生がより相談しやすい環境を整え、学生支援体制の充実を図っている。また、学習進度の速い学生に対しては、より高度な資格取得を奨励するなど、学生の単位取得状況や GPA、資格取得率などを基に学習支援を実施している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準 | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 | 合 |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 | 合 |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 | 合 |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合 |

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」、及び教育理念「人間を重視し、人間の生き方の創造に貢献できる人材の育成」は、修文大学短期大学部の教育理念・理想を明確に示しており、ウェブサイト、学生便覧、大学案内等において学内外に表明されている。また、建学の精神は卒業生に対する卒業時アンケートで定期的に確認している。

平成 24 年に「修文地域研究センター」を設立し、「地域づくり構想への提言・貢献」、「文化を通じた地域づくり活動」、「産業界との連携活動」、「国際ネットワークの窓口」を 4 つの柱として地域・社会に貢献している。地元企業との産学連携協定をはじめ、地方公共団体との包括連携協定、高大連携による催しなど、建学の精神に基づき、高等教育機関として地域に根づいた実践的活動を行っている。

短期大学及び各学科の教育目的を学則に定め、建学の精神を基本として、学科ごとに専門の学芸を教授研究し、必要な能力を養う大学教育を実施している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかに関する点検として、卒業生の勤務先等からの聞き取りも踏まえ、毎年の教育課程編成時に学科会において教育目的・目標の妥当性、適切性を検討している。

三つの方針は、建学の精神及び教育目的・目標に基づき、学科ごとにそれぞれ関連付けて一体的に定め、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項等で学内外に表明している。三つの方針については学科会等で点検し、学科間の統一性を図るなど見直しも行っている。なお、卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

自己点検・評価の規程を整備し、自己点検・評価委員会を中心に、定期的に全教職員が関与して点検・評価を行い、自己点検・評価報告書をウェブサイトで公表している。また、各学科から 2 名の学生を教育改善委員として委嘱し、短期大学における教育の内容・方法、及び設備等に関しての意見を聴取している。なお、同一法人が設置する高等学校関係者からも意見を聴取しているが、外部の高等学校関係者を含むステークホルダーから定期的な意見聴取ができる仕組みの構築が期待される。

学習成果を焦点とする査定的手法として、教職員に対して、教育の向上・充実のための PDCA サイクルをステップごとに具体的に明示し、教育目的・目標の検証等に活用してい

る。学習効果を高めるために教員相互の授業公開を行い、授業改善に努めている。また、授業評価アンケートを通して、学生の予習・復習時間の不足などの問題点の共有を組織的に行い、教育の質保証に努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神及び教育研究上の目的に基づき定められ、社会的・国際的に通用性がある。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づき定められており、教育課程は学生便覧に記載された各学科の教育目標を達成するために、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。学科に関連する資格試験、日程や方法等、学生が計画的に学習を進められるように、カリキュラムツリーにより教育課程の体系を分かりやすく示し、カリキュラムマップには卒業認定・学位授与の方針との対応関係を明示している。シラバスには必要な項目が明示されている。教養教育及び職業教育については、社会人としての基礎としての基礎教養科目と、学科の専門教育・職業教育との教育課程上の関係性がカリキュラムツリーで具体的に示され、明確であり、学科会等でそれぞれの効果を評価し、改善に取り組んでいる。入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価を明確にしており、入学者選抜の方法は選抜区分ごとに選考基準を設け、同方針に基づき公正かつ適正に実施されている。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率などのデータに基づき測定・分析し、評価を行っている。卒業後評価としては、就職先への訪問時に卒業生の評価を聴取し、併せて卒業後1年目の卒業生にもアンケートを実施し、卒業後の進路・職業等に対する在学中の学習成果の必要性について確認や分析を通して、授業改善に取り組んでいる。

教員は、シラバスに示す成績評価基準（評価方法）により、科目の到達目標に照らして学習成果の評価を行い、評価結果により学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、授業評価アンケート結果を授業改善に活用している。入学予定者には、授業・学生生活の情報の提供や、学科の専門性に基づいたレポート課題を出すなどの学習支援を行っており、入学後は学科・学年ごとにオリエンテーションを行っている。学習上の悩みについては、担任制を含め複数の教員による相談体制で対応しており、学生同士で学習上の悩みを相談できるピアサポーター制度を設けている。

学生の生活支援には、学生支援委員会及び学生支援センターが設けられている。学生の通学に関してその一部を短期大学が負担するほか、入学試験時に選抜し卒業まで継続する学内奨学金制度を設けるなど、経済的支援を行っている。医務室、学生相談室でのカウンセリングの体制など、学生の健康管理・生活支援が組織的になされている。

就職支援のための教職員組織は進路支援委員会を整備し、各学科・コースの教員及び学生支援センターの職員が連携して学生の就職活動に関する支援体制の充実に努めている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、専任教員数及び教授数は、短

期大学設置基準を充足している。専任教員の採用及び昇任・非常勤教員の採用は、規程に基づき教員資格審査委員会において総合的に審査され適切に行われている。研究活動及び研究倫理に係る規程を整備し、研究倫理の遵守のため、研究倫理委員会主催の研修会等を実施している。専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげており、研究業績についてはウェブサイトでの公開のほか、研究報告を毎年紀要に記載している。FD 活動については規程を定め、FD 委員会中心に授業・教育方法の改善に取り組んでいる。

事務組織に関する規程は整備され、教育研究活動等に関わる事務組織の責任体制は明確である。事務処理に必要な情報機器や備品等の整備については ICT 機器の高度化に合わせて定期的に更新し、事務処理の迅速化・高度化を図っている。SD 活動については教職協働を充実させるため、FD 研修会と合同テーマで研修会を実施し、学外の研修会にも積極的に参加している。教職員の就業については諸規程を整備し、教職員に周知している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。校舎は、教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、演習室、実験・実習室など必要な授業・演習が行える環境が整えられており、多目的トイレやエレベーターの設置等によりバリアフリー化し、障がい者への対応もなされている。図書館の図書・設備、運動用施設も整備されている。

施設設備、物品の維持管理、及び火災・地震・防犯対策は必要な規程が整備されており、適切に行われている。避難訓練は学生も含めて毎年実施し、災害時における学生の安全確保に努めている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎的な知識を含め、各学科の専門教育に応じた情報教育を行っている。学内の ICT 機器、ネットワーク環境、ソフトウェア資源はセキュリティ対策を含めて適切に管理・運営されている。また、学内ネットワークについては基幹回線の増強や、学内アクセスポイントの整備がなされ、学生が学内のどこからでも学生自身のノートパソコンやタブレット端末でインターネットに接続できるなど、学生の利便性の向上が図られている。

財務状況について、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。また、短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神「国家・社会に貢献できる人材の育成」の下、学校法人を代表してその業務を総理している。また、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。理事会は、理事長が議長を務め、学校法人の意思決定機関として適切に運営されており、学校法人及び短期大学の運営・発展に必要な情報収集と、規程の整備が行われている。理事は、学園の健全な経営についての識見を有する者が選任されており、学校法人の管理運営体制が確立している。

学長は、教学運営の最高責任者として、短期大学の向上・充実に向けて努力している。また、学生に対する懲戒の手続を定め、学生の入学、卒業、学位の授与など、短期大学の教育研究に関わる重要な事項について、教授会に周知するとともにその意見を聴取し、最

終的な判断を行っている。教授会での審議事項は、学則及び教授会規程で定められており、教授会は教育研究上の審議機関として適切に運営されている。教授会等の短期大学の教学運営体制は確立している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査しており、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える評議員で組織され、各評議員は、学校法人の運営に関する重要事項について意見を述べている。評議員会は法令等に基づき開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

教育機関としての公共性と社会的責任の下、学校教育法施行規則に定められた教育研究活動等に関する情報、及び私立学校法に定められた財務情報を含めた学校法人の情報をウェブサイトにおいて積極的に公表・公開し、その説明責任を果たしている。